

第23回木津川市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成31年1月21日(月) 午前9時30分から

2 場 所 木津川市役所 全員協議会室

3 出席者 (委員)宗田会長、大庭委員、片田委員、牧井委員、片岡委員、山本委員、九社前委員、河口委員、谷口委員、大黒委員、江河委員、尾崎委員、公文代委員、福井委員、清水委員、立花委員、光橋委員
(事務局ほか)田中副市長、若狹部長、西理事、竹谷次長、坂元担当課長、生拔主幹、北岡係長、兼嶋主事、奥田課長、瀧下主任、松田理事

4 議事

日程第1 審議案件 議案第53号 相楽都市計画 用途地域の変更について

審議案件 議案第54号 相楽都市計画 高度地区の変更について

審議案件 議案第55号 相楽都市計画 特別用途地区の変更について

審議案件 議案第56号 相楽都市計画 地区計画の変更について

審議案件 議案第57号 相楽都市計画 地区計画の変更について

5 その他

6 閉会

○北岡係長 定刻となりましたので、ただいまから、第23回木津川市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の出席状況につきましては、現在、17名の委員の御出席をいただいております。委員の2分の1という定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、審議会の開催に際しまして、田中副市長から御挨拶申し上げます。

○田中副市長 皆さん、おはようございます。

第23回となりました木津川市都市計画審議会の開催に当たりまして、皆様方には、非常にお

忙しい中にもかかわりもせず、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本来ですと、木津川市の河井市長がここに参りまして、皆様方に普段からお世話になっているお礼、並びに本日の開会に際しましての御挨拶を申し上げるべきところでございますが、あいにくほかの公務と重なっておりまして、どうしても出席することができません。皆様方には、くれぐれもよろしくお伝えするようということでございますので、あしからず御了承いただきたいと思います。

本日は、第23回木津川市都市計画審議会をお願いいたしましたところ、委員の皆様方には、何かとお忙しい中にもかかわらず、御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

また、平素から木津川市のまちづくりの推進に格別の御支援と御協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本日、皆様方に御審議いただきます案件は、相楽都市計画用途地域、高度地区、特別用途地区及び地区計画2件の合計5件の各変更についてでございます。

内容につきましては、1つは、相楽リサーチパークについてでございます。相楽リサーチパークの用途地域等を変更することによりまして、企業の撤退、また同パークの設立当初の趣旨に合致しない施設立地を防止し、研究・開発から一部製造までを可能とする研究開発型産業施設の立地を進めてまいりたいと考えております。

次に、木津中央地区についてでございます。現在、老朽化し、木津川左岸の無堤地帯にあります相楽中部消防本部及び消防署を建設するため、用途地域等を変更するもので、今後、市民の皆様方の生命、身体及び財産を守るための施設づくりを進めてまいりたいと考えております。

この後、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○北岡係長　ありがとうございました。

それでは、お手元に第23回木津川市都市計画審議会資料をお配りしておりますので、配布資料の御確認をお願いいたします。

初めに、1番、A4の次第でございます。2番目、A4の配席図でございます。次に、A4の委員名簿でございます。次に、木津川市都市計画審議会条例でございます。次に、木津川市都市計画審議会条例施行規則でございます。次に、緑色のファイル「議案図書」でございます。次に、右肩に資料1と書かれました、「第23回木津川市都市計画審議会」説明資料でございます。次に、右肩に資料2と書かれました、「ハイタッチ・リサーチパークの現在図」を示した資料でございます。最後に、右肩に資料3、「木津中央地区鳥瞰図」の資料でございます。本日お配りいたしました資料は以上でございます。

続きまして、本日の日程についてでございます。

恐れ入りますが、次第をご覧ください。

議事日程は、日程第1について、案件が合計5件ございまして、全て議決案件でございます。

以後の審議会の進行につきましては、当審議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、宗田会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、宗田会長よろしく願いいたします。

○宗田会長　皆さん、おはようございます。

今日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、このメンバーで第2回目ということになりますので、早速議事に進みたいと思います。よろしく願いいたします。

傍聴の方がおられますので、この審議会は、都計審の審議会規則第3条に基づきまして、公開で行います。そのため、今日は傍聴者の皆さんに既に入室いただいておりますが、御了承いただきたいと思います。

次に、これも規則によりまして、傍聴者の皆様をお願いを申し上げますが、この審議회를傍聴する際には、施行規則第3条第8項の規定を遵守していただく必要がございます。詳細はお手元にお配りしております傍聴要領に記載しておりますので、御一読いただきたいと思います。なお、録画、録音等はできませんので、あらかじめ御了承くださいということです。写真撮影につきましては、議事が始まる前までは可能でございますが、撮影される方はどうぞよろしくお願いしま

すということで、よろしいですかね。

では、審議案件に先立ちまして、議事録議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

これも施行規則第4条第1項の規定で、議事録には、私、会長と会長が委員の中から1名を指名申し上げることになっておりまして、名簿順で恐縮でございますが、今回は片田委員ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、議事に入っていきたいと思います。

では、日程第1、議案第53号から57号を一括して議題として供します。

では、事務局の御説明をお願いします。

○坂元担当課長 おはようございます。都市計画課の坂元でございます。

私の方から、今回の相楽リサーチパーク地区及び木津中央地区の都市計画変更案につきまして、御説明させていただきます。

恐れ入りますが座らせていただきまして、御説明させていただきます。

資料につきましては、ファイルとじの緑色の図書と、A4横カラー刷りのパワーポイントの資料1となっております。

資料1につきましては、都市計画変更をわかりやすくまとめたものでございまして、これをもとに御説明させていただきます。また、前面のモニターにも同じ内容を映しますので、併せてご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、裏のページをご覧ください。

御説明させていただく順番につきまして、まず、相楽リサーチパーク地区に係る都市計画変更案について御説明いたします。内容につきましては、用途地域、高度地区、特別用途地区、地区計画の4つでございます。

続きまして、木津中央地区に係る都市計画変更案についても御説明させていただきます。これにつきまして、内容につきましては、用途地域、高度地区、地区計画でございます。

その後、最後に、都市計画変更に係るスケジュールの御説明という形でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、相楽リサーチパーク地区に係る都市計画変更案について、御説明いたします。

資料の4ページ目をご覧ください。

こちらは、木津川市の全体図となっております、色づけされているところが市街化区域でございます。今回都市計画変更を行います相楽リサーチパークは、今示しておりますが、赤線で囲まれたエリア、ポインターで今指しておりますが、この丸々のところのエリアでございます。

次に5ページ目をご覧ください。

都市計画変更の目的でございますが、相楽リサーチパークには、当初13社の研究所等が立地していましたが、現行の建築規制によりまして、新たな事業展開及び企業誘致ができない状況にあります。現在は、6つの研究施設等にとどまっております、さらなる企業の撤退、あるいは同パークの設立当初の趣旨に合わない施設立地を防止するために、研究・開発から一部製造までを可能とする研究開発型産業施設の立地が必要になってきます。このことから、同パークの建築規制を緩和するため、用途地域、高度地区、特別用途地区及び地区計画の都市計画の変更を行うものでございます。

次に6ページ目をご覧ください。

変更いたします都市計画(案)の内容でございますが、相楽リサーチパークに係る約11ヘクタールの部分について、用途地域、高度地区の変更を予定しており、このうち、一部の道路部分を除いた約9.3ヘクタールの部分において、特別用途地区、地区計画の変更を予定しております。

次に7ページをご覧ください。

これらの都市計画変更の内容につきまして、個別に御説明をさせていただきます。

まず、用途地域からの御説明となります。

用途地域とは、住居・商業・工業など市街地の大枠として土地利用を定めるものでございまして、平成29年には都市計画法が一部改正され、13種類となっております。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建築物の種類が決められます。地域の目指すべき土地利用の方向を考えまして、いわば色塗りが行われるというものでございます。

今回の変更内容(案)についてでございますが、次の8ページ目と一体でご覧いただきたいと思います。

8ページが用途地域の新旧対照図となっておりまして、赤色の破線で丸印をつけている箇所が変更箇所となっております。

当該地におきまして、研究開発型産業施設の立地を推進するため、今までは、第二種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%であったものを、準工業地域、建ぺい率60%、容積率200%に変更するものでございます。

次に9ページ目をご覧ください。

高度地区について御説明させていただきます。

高度地区とは、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度、または最低限度を定めるものでございます。木津川市においては、第1種から第6種までの6種類を指定しております。

今回の変更内容(案)についてですけれども、次の10ページ目と一体でご覧いただきたいと思います。

用途地域を第二種住居地域から準工業地域に変更することに伴いまして、高度地区を第3種高度地区、最高限度15メートルから、第6種高度地区、最高限度31メートルに変更するものでございます。

しかしながら、用途地域に付随いたします高度地区を変更いたしますが、後ほど御説明させていただきます地区計画におきまして、従来どおりの第3種高度地区並みに高さ制限を定めるものでございます。

次に11ページをご覧ください。

特別用途地区について御説明させていただきます。

特別用途地区とは、先ほど御説明させていただきました、用途地域を補完するものでございまして、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定いたします。

木津川市における特別用途地区は、お示ししております研究開発地区のほかに特定大規模小売店舗制限地区と特別工業地区という、合計3種類がございます。

研究開発地区とは、関西文化学術研究都市にふさわしい研究開発地区の発展とその環境の保護を確保するため、建築物または工作物の建築または築造に関する制限をしています。

続きまして12ページと13ページをご覧ください。

今回の変更内容(案)についてでございますが、用途地域を第二種住居地域から準工業地域に変更いたしますと、店舗や飲食店などで床面積の合計が1万平方メートルを超えるものや劇場、キャバレーなど、これまで第二種住居地域で規制されておりました建築物が建築可能となってしまいます。このことから、当地区のこれまでからの土地利用方針に適合するよう、この特別用途地区でこれらが建築できないように規制をかけてまいります。

また、これまで相楽中部消防署木津西出張所が立地する用地は、研究開発地区の指定はございませんでしたが、今回、当該地の用途地域を準工業地域に変更することに伴いまして、併せて研究開発地区に編入いたします。

続きまして14ページをご覧ください。

地区計画について御説明させていただきます。

地区計画とは、それぞれの地区の特性に応じまして、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める地区レベルの都市計画となります。用途地域、地域地区は、各種制限が中心になっているため、街を総合的にコーディネートするという視点がございません。そこで、建築面積、壁面後退、色彩、広告物、かき・さくなどに調和を持たせ、統一性のあるまちづくりを目指すのが地区計画となっております。

今回の変更内容(案)についてですが、従来ですと地区計画による高さ制限は定めておりませんでしたが、先ほど申し上げましたとおり、用途地域の変更に伴いまして、高度地区の制限も第6種高度地区、最高高さ31メートルまでの建築物の立地が可能となってしまいますことから、この地区計画にて現行の第3種高度地区と同等の規制をかけさせていただくものでございます。

また、先ほど御説明いたしました特別用途地区と同様、相楽中部消防署木津西出張所が立

地する用地につきましても地区計画区域に変更するものでございます。

以上が、相楽リサーチパークに係る今回の都市計画変更の内容についての御説明でございます。

続きまして、木津中央地区に係る都市計画(案)について御説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

これは木津川市全体図、先ほどと同様でございますが、今回、木津中央地区の中で変更いたしますのは、赤線で囲まれた木津中央地区のエリアになります。

次に18ページをご覧ください。

今回の都市計画変更の目的ですが、相楽中部消防組合消防本部・消防署の現庁舎は、昭和49年の建築物で老朽化していることや、木津川左岸の無堤地帯にあることから、木津川の氾濫によりその機能が麻痺することが懸念されるため、早期の新設移転が喫緊の課題となっています。

消防本部が実施した常備消防力適正配置調査では、当該地付近が候補地としてふさわしいとの結果が出ております。本市の意図する将来的な有効活用と合致することから、当該地に消防本部及び消防署を移転するため、用途地域、高度地区及び地区計画の都市計画の変更を行うものです。

変更する都市計画(案)の内容でございますが、木津中央地区約245.7ヘクタールのうち、今回は約8.3ヘクタールの部分につきまして、用途地域、高度地区及び地区計画の変更を予定しております。

次に19ページをご覧ください。

続きまして、これらの都市計画変更内容につきまして、個別に説明をさせていただきます。まず、用途地域から御説明させていただきます。

今回の変更内容(案)についてですが、次の20ページと一体でご覧いただけますでしょうか。

20ページが用途地域の新旧対照図でございまして、赤色の破線で丸印をつけている箇所が変更箇所となっております。

当該地におきまして、消防本部及び消防署が建設できるようにするため、既存の水道施設用地などと同等の用途に変更し、その整合を図ることから、今までは第一種低層住居専用地域、建ぺい率50%、容積率80%であったものを、第二種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%に変更するものでございます。

次に21ページをご覧ください。

高度地区について御説明させていただきます。

今回の変更内容(案)についてですが、次の22ページと一体でご覧いただけますでしょうか。

用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域に変更することに伴いまして、高度地区を第1種高度地区、最高限度10メートルから、第2種高度地区、最高限度15メートルに変更するものでございます。

次に23ページ目をご覧ください。

地区計画について御説明させていただきます。

今回の変更内容(案)についてですが、次の24ページと一体でご覧いただけますでしょうか。

用途地域の変更と整合を図るため、今までは戸建住宅を主体とした一般住宅地ゾーンであったものを、本地区に必要な公益施設の整備を行う公益施設ゾーンに変更するものでございます。

以上が、木津中央地区に係る今回の都市計画変更の内容についての御説明でございます。

最後に、25ページをご覧ください。

都市計画変更のスケジュールについて御説明させていただきます。

11月15日から11月29日までの間、地区計画(案)について、条例に基づく縦覧を行いました。縦覧者の数は0名、意見書提出者数も0名でした。

11月21日に第1回目の地元説明会を行い、1名の方に御参加いただきました。

また、都市計画(案)について、12月14日から28日まで、都市計画法に基づく2回目の縦覧を行いました。同期間で意見書を受け付けておりました。縦覧者数は1名、意見書提出者数は0名でございました。

また、12月20日に第2回目の地元説明会を行いました。9名の方に御参加いただきました。

そして本日、第23回木津川市都市計画審議会におきまして、今回の都市計画変更(案)について御議決いただけましたら、都市計画変更の告示を行いまして、効力を生じることとなる予定でございます。

長くなりましたが、以上をもちまして、相楽リサーチパーク地区及び木津中央地区の都市計画変更案に関する御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宗田会長　ありがとうございました。

ちょっと確認ですが、縦覧の中での意見書の提出はなかったという理解でよろしいですね。

○坂元担当課長　そのとおりでございます。

○宗田会長　わかりました。

では、都市計画審議会としての審議に入りたいと思います。

ただいまいただきました5つの議案になりますが、どこからでも結構ですので、御意見を承りたいと思います。

九社前委員、お願いします。

○九社前委員　私のほうから資料を用意しておりますので、会長の許可をもらって配布をしてから質問に移りたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○宗田会長　はい。御意見に必要な資料ということでございますので、配布いただきたいと思います。配っていただけますか。傍聴の方の分もあるようですね。

○九社前委員　はい。

今、資料を配布したんですけれども、これは木津中央地区の都市計画の部分でありまして、全体的に今説明がありましたように、用途地域、高度地区、地区計画の関係で、全て含めて事務局のほうに御質問をしたいんですけれども。

○宗田会長　資料1の20ページをお開きいただければと思います。

○九社前委員　今、中央地区の説明があつて、相楽中部消防の本部の建物について、9丁目の維持に相当する部分が説明にもありましたようにいろいろ審議されて、ふさわしい地区であ

るということに関して、私のほうから御質問をしたいと思います。

この質問の内容は、消防署の本部というのは、全て消防署のほうからいろいろな用地指定に関することは厳しく連絡等がいておりまして、インターネット等でもホームページで見ることできますし、今現在、国土交通省のほうから近畿整備局がその横で163号線のバイパスを設置しています。同じ地形になっておりますので、そのことも含めて言いますので、どういうことかといいますと、9丁目のところは地質的に災害の発生に対応するために地理的条件を優先してハブ機能、ハブ機能というのは道路網とか距離とか、緊急時にすぐ対応できるようにというような内容の場所がふさわしい、地質的というのは、今問題になっている地震災害等緊急時の拠点施設としてふさわしいかというようなことを言っております。また、耐震性が特に高い用地の確保ということも述べられております。それからまた、土砂災害、開けた山のほうを造成しておりますので、その辺で台風、豪雨、今問題になっている線状降水帯等のことで、高い防災拠点の確保のため、そういう用地を選ぶようなことを言っております。

それから、私も10日ほど前に国土交通省の横の用地を見させてもらいました。工事はなかなか難しい内容やなということがわかりました。対応に出てくれたのは、その現場の所長さんであったわけですが、近畿整備局の方で責任のある立場の方やと思いますけれども、そこで、この地層は強固な地層なんではないかと質問しました。かたい岩盤というような話はありませんでした。

そこで、事務局にお尋ねしたいんですけれども、土地の土性というような言葉が使われてたと思うんですけれども、これはどういうことかという、土地の性質、土壌の種類というようなことを言われてましたけれども、この辺はふさわしいのか。私が先ほど説明したように、ふさわしいという説明でしたから。

それから、切り土用地、盛り土用地、やはりその辺は考慮に入れて用地を選定しなさいよと。

それから、3番目は切り土の法面整形、この辺もやった土地は特に注意するようなことも述べられてるんですけれども、全部で10個ぐらいあるわけですが、その辺を全部クリアされているのか。

もしほかに言えと言われたら言いますけど、時間がかかりますので、この辺のところで、基本的なところをまず委員の皆さんに説明していただければありがたいと。まずここでとめておきます。

○宗田会長　じゃあ、御説明をお願いします。

○竹谷次長　九社前委員の御質問にお答えします。

まず1点目、地震につきましての質問がございました。この土地の近くには、奈良盆地の東縁断層帯という断層帯がございます。城陽市の南部から奈良県の桜井市までほぼ南北に伸びます約35キロの活断層帯でございますけども、木津川市もこの近くでボーリング調査を実施しております。地盤とか液状化の危険度につきましては、当該地帯は、奈良盆地東縁断層帯を構成します奈良坂撓曲の東側に位置しているということでございますけども、この地層は200万年前の硬い地層であります大阪層群という地層でありますことから、液状化等の心配はない地域というふうに考えております。

次に、土砂災害警戒区域、もしくは土砂災害特別警戒区域でございますけども、こういった指定はされていない土地でございます。

最後に、砂防の関係でございますけれども、この本件土地の消防署の建設予定をしております箇所は、切り土というふうになっております。今、木津川市ではたくさんニュータウンをつくっております。木津中央地区、木津南地区、今後開発を予定しております木津東地区、どのニュータウンもほぼ半分が切り土、半分が盛り土という状況になっております。こういったことは都計法上の問題ではなくて、建築基準法上、もしくは分野法上の問題ですので、建築基準法等の基準を満たしていけば問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

○宗田会長　ちょっとおわかりかどうかという問題があるんですが、まず地震に関しては、断層帯のことをおっしゃいましたが、特にこの箇所に断層が通っているということは確認されてないですよ。

○竹谷次長　一番近くに、先ほども言いましたけども奈良盆地の東縁断層帯という断層が通っておりますけども、この真下というわけではございません。近くには通っています。

○宗田会長 城山台含むJR木津駅周辺の耐震性全体にかかわることかもしれないけど、特にこの場所がということではないということですね。

それからもう一点おっしゃった内容は、盛り土と切り土があって、これ多分一旦御説明したほうがいいと思うんですけど、山を削るところを切り土と言って、谷を埋めるところを盛り土というわけですが、当然盛り土をしたところのほうが液状化等を起こしやすいですし、崩れるということがありますね。

もう一点、先ほどの御質問に法面の御指摘がありました。建築基準法云々と言ったのは、建築基準法の場合だと法面が発生する場合、その法面の高さから2倍以上離れたところでなきゃ建物はつくっちゃいけないよとかいろいろ決まってるんですが、法面に関しての御質問にはまだ答えてないように思うんですが、法面からの距離は十分あるということで、法面がどのくらい高さがあるのかということもあるんですが、今切り土だということがわかってますので、切り土の切ったところの崖がどのくらいの高さかということもわかるといいと思うんですが、いかがですか。

○竹谷次長 すみません、お答えします。

現時点では、建物の詳細な設計とかが全くございませんので、当然建築し直す際には、建築基準法であるとか、その他関係法令に基づいてきちんと建設をしてみたいです。

以上でございます。

○宗田会長 建物の高さまではまだ決まってないからということですね。何かその写真とかないんですかね。

○竹谷次長 現場の写真を1枚用意していますので、お待ちください。

○宗田会長 じゃあ、せっかくなんで見て。

九社前委員からも資料をいただいていますので、この御説明があると思うので、写真が出る前にどうぞお続けください。

○九社前委員 お示ししました写真ですけれども、これは2箇月前に撮った写真なんですけれども、これは2箇月の間に多分突貫工事で看板の位置も既に変わりまして、なぜか現在は平地の部分になっております。建設予定地の面積を平地にされて、まだ転圧も何もされてない状態

やと思いますが、それで、先ほど奈良東の断層帯の話がありましたけれども、この間、六甲、高槻断層帯の地震等があったわけですね。それは八幡まできているわけですね。そういうようなことを言いますといろいろあるんですけど、ここも京大の地震研究所の先生が大分前に棚倉から城山台のところまでぼっぼぼした山が続いておるというようなことを、4年前からこの案件は早く城山台に移設してほしいと積極的な意見を私は言わせてもらっておりますので、4年間考えられて、消防署はこれは具合悪いですよという項目を全部網羅するような、その土地の関係の書類を出されたから、私はほんまにふさわしいんですかというようなことを言ってるわけです。4年前にもう既に私はそういうことを言っております。私は中部消防の議員です。4年間やって、今現在もやっております。私は素人ですけども、これぐらい調べたらわかる話なんですね。なぜ担当課がああいう看板を立てて、片方では工事を今国土交通省がやっておられますけど、もうこういう話をしておったらあかんのですけども、この間行きまして、所長さんが工事に大変難しいような内容があって、基本的図面を変えなあかんぐらい軟弱地盤だというようなことで、あなたたちは多分知ってると思うんですけども、砂と一部の粘土層の二重構造で相当深さが、この状態が続いているということを知っておられると思う。それを所長さんは、今現在垂直ボーリングをやっております。これはどういうことかと言ったら、先ほど液状化は考えられないということを書いてたけど、液状化の関係があるから、2箇月、3箇月でその地層を硬化している。どういうことかと言ったら固めている。コンクリートの電柱ぐらいの長さではあかんわけです。完全に固めなあかんわけです。そういうことを言われているんですよ。今現在やっておられます。一遍、委員の方も現場を見てもらったら一目瞭然。そういうことも言われましたし、普通の雨であの土地がどれだけ流れ出すか、そういうのを私、写真は撮ってきてますけれども、そういうこともあなたたちは知ってるわけでしょ。それやのにさっきの説明、完全に反対のことになるわけです。どうですか、液状化の話なんて聞いてないですか。

○宗田会長　すみません、ちょっと伺いたいんですが、国土交通省のお話が出てますが、それは私も実は近畿整備局の社会資本整備審議会の道路部会の委員なもんですから、この道路の箇所づけをするときの仕事をした委員だったんですね。今でもこの道路のことに関しては、決

めたのは4、5年前ですが、かなり気にはしてるんですが、その現場の話ですよ、今おっしゃっているのは。消防署の土地の話とは違うんじゃないですか。

○九社前委員 結局同じ地質、地層というところから、私は言わせてもらっています。

○宗田会長 同じ地質だということがまだよくわからないんですが、同じ地層というのもよくわからないんですが、だって随分場所は違いますか、上と下で。私の理解が間違ってるかもしれませんが。

○九社前委員 高低差はございますね。

○宗田会長 ありますよね。だから、当然地層は違いますよね、だって高低差があるんですから。よっぽどすごく湾曲していない限り。つまり、高低差上は別だと。地質が同じだということは、いわゆる堆積層であるか沖積層であるかという議論だと思うんですが、扇状地であるとかいろいろあるんですが、今委員おっしゃっているボーリングしているのは道路の場所のことですよ。

○九社前委員 そうです。

○宗田会長 わかりました。一応それは整理しておきます。

○西理事 誤解のないように御説明させていただきます。私、建設部の理事の西といいます。よろしくお願いします。

先ほど委員おっしゃいました液状化の心配のあるような地層というのは、先ほど宗田委員さんもおっしゃられましたが、下の土地、線路からいうと西側の土地に位置しておる地層でございまして、そちらのほうは堆積層が主になっております。堆積層は、いわゆる川の堆積物が積もったような層ということでございますので、そこはかなり地盤の弱い、もともと平地の田んぼ、もともとの川の氾濫原であった、1000年ぐらいほど前にはもう沼地であったような場所でもございましたので、そこは当然すごく地盤が弱い土地になってございます。そこについては、やはり土地を改良して、上に道路を築造していかなければならないという地層になってございます。

線路から東側、山地の部分については、当然沼地とかではございまして、しっかりとした山地となっています。ただ、砂がメインの土地というのは事実でございまして、砂と粘土層の互層になっている土地でございます。

ただ、先ほどから言っております西側の土地のような軟弱な地盤というものが山地の中で形成されているというものではございませんで、おっしゃっていたような液状化の心配ということは、この山地の部分ではないということでございます。

以上でございます。

○宗田会長　おわかりいただけましたかね。

○九社前委員　今の説明でわかりました。

それだったら、先生も何か出られているということでちょうどよかったんですけど、これ2年前の部分インターネット等に取り出しまして、木津東バイパスは再評価3回やっておられるんですね。それほど大変な山から下へおりてくるわけなんですけれども、これの評価のときに、こういうような評価の言葉をつけ加えられてるんです。これは僕も意味がわからなかったんですけど、思ってた以上に地山というような言葉が書いてあるんですけど、想定以上に悪かったと。地山という言葉を使っているんです。法面対策工事の実施が特に必要になったと、こういうように事業の見直しで、これぐらいのことで10億円ぐらいのお金が出てるんですけど、二重構造の砂と粘土質で、今もう地形が変わってるんですけど、その層は誰が見てもわかるぐらい交互になってるわけですよ。弱い、ぼろぼろ。それは一番てっぺんのほうでそうですから、ずっと下に下っていても同じような状態だったと言われているわけですから、私たち素人が考えるに及んで、今やっている質疑の形でふさわしいというような言葉でこの書類を出されたら、ここに建ったら南山城の住民も緊急であそこまで行かなあかんような状態、人口的には8万6千から7千の住民が、建てたら50年かかることを、今の消防署は水が浸かるかもわからんけど、今度は豪雨がいろいろ問題になっとるわけ。それに耐えられるのかという問題と、それで私は4年前から早くいろいろ急いで、城山台とは言いました私。だけど聞いたのは、管理者から、管理者というのは市長ですよ。相楽中部消防のね。定例会で言われたのは、十丁目と十三丁目と言われたんです。会議でね。それで私はそうだろうと。だからみなさんは知らんかもわからないですね。相楽中部消防組合の定例議会やから。だからそういうような形で、私はそういうことがあるので、その辺はどうですかと疑問をぬぐっていただいたらですね、私は積極的な1人やと思ってますんでね、その辺を言うてもらわないと、私

は、8万6、7千人のことを言うようなことも言わなくていいんですけれどもね。皆さんに言わないと大変なことになるから言ってるわけです。

会長、以上です。

○宗田会長　最初に道路のお話が出たんで、さっき申し上げたように、この消防署の予定地とその下の道路は場所が違うんだということを確認した上でさらに申し上げますと、私は社会資本整備審議会の委員なんで箇所づけをやるときまでで、技術的なところは実は知らないんですが、この道路を通すか通さないかのときの大問題はB/Cといいまして、かかるコストに対してベネフィットが余りよくなかったんですね。木津川市も京都府も陳情に陳情を重ねて、ここを通さないといろいろ不便だということがありましたので、短い区間なんですけど通すという、そのためにB/Cの計算を何回もし直して、何とか通したという経緯があったと。

その後、九社前委員が御説明になったように、コストが当初予定したよりは、谷底ですから、さっき西理事が御説明になったようにかかりましたと。ただ、区間が短いですから、非常に短いところなんで、我々社会資本整備審議会のほうで大問題にするほどコストが増えたわけではないと思いますが、いずれにしろ今国土交通省のほうも費用がかかり過ぎる道路に関してはできるだけやめるようにということを言ってるものですから、そういう今の御報告があったんだということだと理解しております。

したがって、この技術的には、今のお話は直接危険性にはかかわらないとは思いますが、御説明されますか。

○西理事　誤解のないように少し説明をさせていただきます。

委員おっしゃいました、法面が弱いという話をされましたけども、確かに平地の部分は軟弱層なんで改良をする、山地の部分は砂と粘土の互層になっているので法面の補強をしないといけないというのは事実でございます。

砂と粘土の互層ではございますけれども、削って砂の面を出してしまうと風化が非常に激しい層でございますので、そういう意味で、法面には風化をしないような措置をしながら法面を構築していかなければいけないということでございます。

ただ、消防用地のところと同じ層だったとしても、その上に建築物を構築することについては、何ら問題のあるものではございませんが、今後また建築物を構築していくときに当然ボーリング調査等詳細な調査をされまして、それに適した土地かどうかというのは検証していくことになるわかと思いますけども、現時点でこの土地が安全上非常に危険な土地だという結果が出ているわけではございませんので、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

○九社前委員　これで終了させてもらおうかなと思ってたんですけども、あなたたちはね、平成30年4月作成、各市民、家に1枚ずつ渡してますね、「我が家の防災行動をつくろう」、これを出しておられるのが看板を立てられた総務部危機管理課。ここに地図を入れて土砂災害、避難勧告等が発令されたときの対応行動を市民の皆様様に印刷して、しかも今言っている城山台地区の部分、出されているわけですよ。それだけここはそういうような場所ですよって皆さんが訴えられて、先ほどの説明でここはふさわしい土地であるというふうな、矛盾しとるでしょ。わざわざ市民に対しても、ここは切り土、盛り土の城山台地区ですよということが言われているわけです。ところが、これ避難するときのオレンジから真っ赤な地図をわざわざ示して、そこに看板を立てて、どうなんですか。この委員会に出す前にもっと打つ手があったでしょって私は言いたい。どうですか、こういうのは無責任やと思いませんか。

○宗田会長　土砂災害危険区域に関する御指摘なものですから、ちょっと御説明ください。お願いします。

○松田理事　危機管理を担当しております、総務部理事の松田と申します。

昨年、「我が家の防災行動をつくろう」という資料につきまして全戸配布させていただきました。これにつきましては、今、自然災害が多く発生しておりますけれども、避難準備、高齢者等避難開始、それから避難勧告、避難指示緊急というような表現で市民の皆様様に危険の度合いを知らせるような状況にしております。それを土砂災害、もしくは浸水とか洪水、そういったときには、その通報が流れたときにはこういうような状況になってますよというのをわかりやすく図示した資料を作成させていただきまして、市民の方が今皆さんがお住まいのところがどういうリスクがある

かということを考えていただいて、我が家はとうとうときに避難をしようかというような計画書をつくって、見やすいところに張っていただいて、早目の避難に心がけていただくという趣旨で作成したものでございます。

それで、そこに書いてあります、恐らく土砂災害の色の表示というものは、京都府で土壌雨量指数の計数に応じて着色がされていくシステム上の一例として計上させていただいたものでございます。ちょっと私、その資料を今持ち合わせておりませんけれども、そういった趣旨のものでございますので、これで城山台地域が着色がメッシュになっておりますので、そういう色がついているという認識はないんですけれども、土砂災害警戒区域についてはハザードマップにおいて別に、この地区が土砂災害警戒区域に入っているというようなものが別途示されておりますので、それは今回の消防用地を予定している場所等は全然記入されておきませんので、土砂災害警戒区域ではありませんということと言えます。

○宗田会長　一番肝心なところ、配ったのはよくわかったんだけど、この用地は土砂災害危険区域なんですか、そうじゃないんですか。

○松田理事　土砂災害危険区域には入っておりません。

○宗田会長　入ってないんですね。

○松田理事　はい、そうです。

○九社前委員　この地図はどうなんですかね。

○宗田会長　ちょっと確かめたらどうですか。私が確かめましょうか。九社前委員は入っているということをおっしゃって、それが配られているという御趣旨で御発言になりましたが。

○松田理事　木津川市全域の地図が載っているわけなんです、そこに黄色とかオレンジとかピンク、赤色というような表示で全域に色がつくわけなんですけれども、これメッシュ情報で土壌雨量指数といいまして、雨の降雨量に応じて土壌の中に水が入って危険度が上がるというだけの表示でございますので、ここと土砂災害の警戒区域とはまた別個のものでございますので。

○宗田会長　すみません、これが正式な区域を決めるものなんですか。問題はこの箇所なんです、委員がおっしゃるような指定にはなってないという。

○九社前委員　それで、私は前回の都計審の会議で、山城の豪雨による災害ということで、棚倉等山城地区で相当な方が犠牲になられて、先ほど言いましたように断層帯とは専門用語では言わないんですけれども、そういう二重構造の砂と粘土が混じったこの一帯が山城の棚倉地区から先ほど言いました法山まで続いている地層であるから、過去にも昭和28年に起こっている事態がありますし、そういう危険なところの地層の上ということで先ほどから何回も言ってますけど、ここが皆さんがふさわしいところだと言われるんでしたら、私はその面で同意して賛成するということはいたしませんけれども、どう考えても私自身は調べて納得してません。もう少し事前にやはり皆さんに示して、今現在、木津川市では7万7千ですけれども、南山城へ行く緊急時の生命財産を預かる消防署にふさわしいかどうかというのは、甚だ私は疑問を感じておると、そういうことで私の話が長くなりましたけれども、終わらせていただきます。

○宗田会長　ありがとうございました。

どうぞ。

○福井委員　私の思いとして、163号線ということは今この議題には出てませんが、新線についてはということで、私は商工会の立場からこの位置につけていただいて、旧のどこから渋滞が少なくなって、商工業者としていいなと思っておるわけです。その道路についても、例えば、ここに橋をつけると地盤が軟弱やというようなことでも、極端な話、島と島とを橋で結ぶというのが必要な道路であれば、やっぱり費用がかかってもすべきであるというように、この道路についても最新の技術をもってやっていただきたいという流れで思っております。

それと同じように、中部消防の予定地というところが軟弱であるというような話を今、九社前委員のほうから出ましたが、そうしたらこの隣にある一山横に墓地があつて、これが江戸時代からある墓地であつて、墓地というのは大体崩れないところにあるというのを聞いてますし、またその左側にも木津町の折の水道の上水タンクもあつたりというようなことで、その下には江戸時代からあるような神社があるというようなことなので、私は最新の技術をもってやっていただいたら、この中部消防の場所というのは、道路網の拠点でもあるし、そしてまた木津川市の中心でもあるし、どこへ行くにも高台であつて水害に見舞われないところであるしということで、いいところだなと思

っております。

前の例で言うと、実際には知りませんが、和束の焼却所の地盤が悪くて動いてんねんというようなことは、もうそんな技術は今ではもう御存じやろうと思うし、もちろんそんなことはないようにしていただきたいですけども。

○宗田委員　すみません、誤解のないように言っておきますが、この消防署の予定地は切り土でつくっておりますので、九社前委員が御指摘になった道路をつくっているところは確かに地盤が悪いという恐れはあるんだと思うんですが、だからと言ってこの切り土でつくっている丘の丘陵地の地盤が悪いということにはなってませんので、そういうことで地盤が悪かった場合の話は出さずにいただきたいと。

○福井委員　その道路網についても今の話ではないですけども、やっぱりこの場所が必要ではないかなと私は思うので、それには費用があってもしなければならないということもあると思いますので、素人からの意見として。

○宗田会長　前回も山城大水害の話をこの審議会でも、特に宇治木津線の話をしたものから、宇治木津線に関しましては、先ほど申し上げた近畿地方整備局の社会資本整備審議会のほうで川側をいくのか、町中を通るのか、山側を通るのか、山側を通すということで今話が進んでいるわけですが、どうしても24号線、既存の道路沿いの商業施設があつてということもお話をいただきまして、そこは御理解いただいたところでございますので、そもそも学研都市全体が木津川流域の洪水危険地域ではない丘陵地、それも地盤のいいところを選んでつくるという発想でできている関西文化学術研究都市でございますので、そういった意味では、一画である消防署の土地の選定に関しては、今いろいろ御指摘いただいた点はごもっともですが、少なくとも耐震性に関しては安全なところを選んでいるということがあるんですが、一応今の御意見を整理しますと、ハブ機能に関しては、道路ができれば到達時間等はかなり改善する、それから緊急時の拠点としての安全性も一定確保されているということで耐震性と、あと土砂災害のことを御指摘いただきましたが、それも一応この法面がそう高い法面でもないですし、敷地は十分広いので、今写真等見せていただいておりますが、大きな懸念はないということでよろしいと思います

が、大庭委員いかがですか。

○大庭委員 今、御報告いただいた情報に基づいてということになりますけれども、中部消防本部が建てられる建設予定地は、やはり災害に強い場所に立地する必要があるだろうということはもちろんそうですし、それから到達圏の話ですね。アクセス性がやっぱり市域をカバーする、一番いいところに立地するというのはごもっともだと思いますので、その検討の中でこの場所というところは事務局のほうで御検討されたというふうに聞いておりますので、おおむねこの場所で問題ないのかなというふうに思っております。

それから追加していいますと、もう一つ考える視点として、もしこの中部消防本部がだめだった場合、何か震災が起きたりして機能が果たせない場合に、代替の機能がどこで果たせるかという、例えば市役所ですとか、ということだと思うんですね。先ほど川が氾濫した場合に、もしこの高台ではなくて、市役所ですとか線路の東側にもし立地した場合には大きな問題ですよ。市役所も機能を果たせない、消防署本部も機能を果たせないというふうになると、やはり市として機能が果たせませんので、その辺の危機管理は多分検討されていると思いますけれども、代替性をどう確保するかというのも大事だと思うんです。そういう意味では、高台にこの本部が立地するということは、1つ大きな理由になるのかなというふうには思いますけれども。そういう意味で、お聞きしている情報に基づきますと、私は賛成です。

○宗田会長 それから、九社前委員は消防組合の議員をされたということなんですが、そもそも消防から尾崎委員来られてますので、何かこの件に関して御発言があればと思うんですが、消防のほうからはいかがでしょう。

○尾崎委員 特に意見等はございません。議事進行どおりで御異議ございません。

○宗田会長 特に問題ないということで。

○九社前委員 今ちょっと委員から言われたことで、ここはそういうことでは、実際の危機管理意識というのは、皆さん薄いと思います。といいますのは、今言われたように、今の消防署、特に私ども懐かしいんですけど木津警察署、親父が新しい木津警察ができたときにちょっと寄せてもらったことがありますので、その辺の関係で、あそこの1階は完全に水没しますし、市役所も13

年経ちますけれども、なぜあんなところに建てたのかと疑問はずっと持ってるんですけども、議員になる以前から。そういうような危機管理が全然できてない。消防署はそうですけど、警察署もいざというときは精華町の役場のほうに、市役所はあてにならないから、拠点をもう移動しておられます。だからそういうことも含めて、今度できたところは警察署もそっちのほうへ入られるんだろうなというような気持ちで私は言っております。

以上です。

○宗田会長　ありがとうございます。

どうぞ、片岡委員をお願いします。

○片岡委員　議会の片岡です。

九社前委員さんが御心配されるのはよくわかりますけども、九社前さんの発言の中で消防本部庁舎建設予定地を固定して質問されてるんでしたら理解できますけども、また道路も木津川市全体の山城町まで及んで、そして道路ですけども、京都国道でも私今、委員長させてもらってますのでお聞きしてますけども、600メートル、軟弱です。道路としては。でも、強度をもって施工してるとお聞きしてますので安心しております。

また、消防署のところですけども、砂ばかりではなく、10メートル下がったところがもう粘土なんですわ。岩ぐらいかたい粘土があるということを業者にも聞いておりますので、消防署の土地に対しては私はそんなに心配することなく、会長もおっしゃってましたけども、切り土です。盛り土でしたら何とか心配も起きると思いますけども、切り土ですので、私はそんなに心配する必要はないんじゃないかという思いです。

以上です。

○宗田会長　ありがとうございます。

公文代委員。

○公文代委員　すみません、公文代です。

今、西理事のほうから液状化というんですか、線路の西やとおっしゃったんですけども、以前会長も御存知通り、駅東の農地は液状化する可能性がありますよ、農地転用は避けられたいい

ですと私に名指しで農業委員の会長として通告いただいたわけですが、今から見ますと、何回も液状化するであろうこの土地を調査されて、またアンケートされて、市街地にすべきか、このままにすべきかアンケートをとられているわけですが、この土地はなぜこのように残ったのかといいますと、線路超えて小川という川が走ってますね。そこで排水が取れないということで、残ってるんやと私は思ってるんですが、駅のそばで市街化されてない。しかし、公団のURがどんどんやってきて、造成して住宅地になったわけですが、消防署をここにされることを私は反対しませんが、今おっしゃったように工法的に問題ないやろうと、また問題のない工法でお金かけてもされるやろうと思いますので、これは現代技術から見て十分いけるんじゃないかと。しかし、この消防署の面積は何ぼなんですか。どれだけ要るのか私はわかりません。消防署用地の面積ですね。

それと、この後は8.3ヘクタールのうち公益施設ゾーンというようなことをおっしゃっておるわけですが、駅東は民間ですわね。ここは公益になって、排水工事がされなくても市の土地は用途変更できる。そして、民間の土地持ってることはできない。これは何か矛盾するような、駅東が開発、田んぼですね、向陽台の周辺までされない。この隣接地は用途変更されると今の議案はなっておるんですが、私は消防署用地は緊急性もあるから、何年後にされるのか知りませんが、あとの用地はこれ一体として排水工事ができてから用途変更され、公益性のあるものをされようとするんやったら、駅東全体を見て用途変更されるのが適切ではないかと私は考えますが、皆さんの意見をお伺いします。

○宗田会長　ちょっと整理をしますと、丘の上と丘の下の話がごっちゃになってるような気がするんですが、軟弱地盤は御指摘いただきましたように前から地震に弱いような下のほうにあるわけですね。今回、消防署をつくる場所は丘の上で、さらにその丘の上を切り土したりするということですね。今、重要な御指摘は、8.3ヘクタールの市街化区域の住居を用途変更したんですが、8.3ヘクタール全部消防署ということはないだろうという話であって、その消防署がまずどのぐらいかという問題と、8.3ヘクタール用途変更したところと公文代委員おっしゃっているような民地であり、かつ下の土地というのが別の土地ではないかと私は思うんですが、ちょっとその辺

の整理も含めて御説明いただけますか。

○竹谷次長　まず、消防署の建物についての御質問かと思うんですけども、建物等今後の詳細な造成につきましては、全く今は何も決まっていない状況でございます。

それと、もう少し消防署の敷地に限った小さな用途変更をしてはどうかという御提案でございますけれども、本日、都市計画のゾーニングについての審議をお願いしております。都市計画のゾーニングといいますのは、幾つかのレベルがございまして、まず一番上のレベルというのは都市計画です。要するに都市計画区域に入れるか入れないか、これが一番上のゾーニング。その次に区域区分というものがございまして、これは市街化調整区域であるとか、市街化区域、このゾーニングが次のレベル。ここまでは京都府の権限になるんですけども、この後、用途地域から市町村決定というふうになってまいります。今回提案してますのは、用途地域の案件がハイタッチ・リサーチパークと消防用地2つございます。それと次が地域地区というのがございまして、これが特別用途地区、これも今回御提案させていただいています。その一番最後のレベルが地区計画、これも今回御提案をさせてもらっているということでございます。

今回は、こういった広いゾーニングの話で御提案をさせてもらっております。特に今回、消防署の場所につきましては、従前の一般住宅地ゾーン、この状態で全体をどのように変更していくのかということを御提案させていただいているということでございます。

以上でございます。

○公文代委員　おっしゃっている意味はある程度理解できるんですけど、ゾーニングというのは範囲を決められること、これは単純にわかるわけですけども、準工にするということに。

○宗田会長　この木津中央地区に関しては、20ページにありますように第1種低層住居専用地域を第2種中高層住居専用地域にする。

○公文代委員　二種ですか。何も全部をする必要は私はないと。公益性ということですけども、あとどんどん建てようと思ったら建っていきますわね。ゾーニングがあったら、公益性のあるものであれば建つんじゃないかと思うんですけども、そうすると水という問題は範囲を決めてやれば、やっぱり川があふれてくる、ゾーニングをしないで消防署が建たへんのか建つのか、私は8.

3というのは大きいんじゃないかと思います。

○宗田会長 8.3全体が宅地化するかどうかということはまた別の問題だとは思いますが、公文代委員がおっしゃっているのは、ここは丘陵地の林があるところなんで、今回は8.3ヘクタールのうちの一部を消防用地として切り土で造成するだけだけれども、その木を切っちゃうと、ということですよね。そこに降った雨が全部下に流れちゃうから、下の田んぼとかにその水があふれないだろうかということを御心配になっておられるわけですね。山があれば、その山でかなり雨水を吸収してくれますよね。その山がなくなってしまうと、田んぼとかに水があふれるとか住宅地にあふれるということがある、それを土砂災害と言うわけですが、それを御心配になっているということですか。

○公文代委員 ちょっと違うんですけれども、私の説明が悪いのでそのように聞こえたかもわかりませんが、線路を超えていく排水が、水がいつも漬くんです。

○宗田会長 それは下のほうですよ。この消防署用地は漬かないですよ、その水は。

○公文代委員 私は消防署のことには反対してないんですけれども、この用途を変えて将来建物が建っていくであろうと。

○宗田会長 多分、建たないんじゃないですか。8.3ヘクタールのところは、城山台全体の住宅が埋まりますよね、その先の話ですね、もしここを開発しようと思えば。まだそこまで人口は高密度になってないんで、この8.3ヘクタールの山は、私が生きている間ぐらいはこのままだろうと私は思いますけど、違いますかね。

○公文代委員 会長がおっしゃるとおり公益ゾーンという形でそのまま残していくんやということを確認できれば、消防署がここに建つことについてもそんなに大きな面積じゃないんで。

○宗田会長 将来は市民の皆さんとか市議会の皆さんがお決めになることで何とも言えませんが、当面今はこの8.3ヘクタールのほかの用途に関しては、一切話題になっていない。

○公文代委員 そしたら、建たないと宗田会長がおっしゃるように、将来ここが建築、造成されるということがないというなら、私はそれで終わります。

○宗田会長 当面ないですが、だからと言って市議会の決定を拘束するものではもちろんな

いですが、今のところそういう意見はないんで、市長さんとか市議会の先生たちを拘束するような決議ではないですが。

○福井委員　すみません、補足でというか、私も素人で、この丸打ってるところで、これを今審議しているというわけですけども、公文代委員が言われたことと同じことになるんですけども、従前の住宅も含んだところで円を書いていますね。

○宗田会長　違う、違う。その色が変わっているところだけです。

○福井委員　あ、緑のところだけ。住宅地というのは関係なくですか。濃いグリーンが淡いグリーンになりますよというだけで。

○宗田会長　はい。

○福井委員　ここは山として残っていくだろうということですね。わかりました。

○宗田会長　このほか、今、城山台が問題になってますが、相楽リサーチパークも今一括して議案に上がっておりますので、ほかに御質問。

どうぞ、立花委員。

○立花委員　すみません、相楽のほうがほっとかれています、一応相楽のほうは既に住宅が建っているので、住民説明会での御意見等を確認させていただけたらと思います。

○宗田会長　ありがとうございます。

では、これは8ページをご覧くださいことになりますかね。どうぞ、お願いします。

○坂元担当課長　先ほども御説明をさせていただいております、住民説明会を2回やらせていただきましたし、それ以外に個別で説明会もさせていただいています。特に反対意見はなかったというところでございまして、関係ないかもしれないですけど、精華町さんの地域の方からしますと、既にハイタッチ・リサーチパークの企業さんと協定を結んでおられるということがございまして、できるだけ企業さんは残っておいてほしいという御説明になりまして、用途変更についての反対意見は全くなかったということで、進めていただきたいということでおっしゃっていただいております。

以上です。

○宗田会長 よろしいですか。場所が場所だけに、企業が撤退するよりも、大きな流れの中で製造業を含めて来ていただくほうがいい、かと言ってもう時代が違いますので、そんな大きな工場が来るわけでは決してなくて、研究と製造が一緒になった、なかなか有名ないい企業が来てくれて、ここにいてほしいというお気持ちが強いということだと思います。

どうぞ。

○大庭委員 今、御質問いただいた方について、事前にお聞きしているのかもしれませんが、確認も含めて質問させてください。この地域、高度地区第6種にされると。第6種にして、それで都市計画区域で規制をかけるということだというふうにお聞きしています。もともとこれ第3種なんですけども、第3種を一旦第6種に上げておいてまた建築規制で下げるという、これは何か手続論的なことなんですか。

○宗田会長 用途地域と高度地区が連動しているものですから、もしこの用途地域を変更して高度地区を3種のまま残すとなると、まさに新しい制度をまたここに諮ってやらんといかんのので、それよりも地区計画で規制するほうが楽だという、手続的なものです。

○大庭委員

ありがとうございます。承知しました。

○宗田会長

ほかに御意見、御質問がございませんようでしたら、この日程第1、一括して議案第53号から57号までについて皆さんにお諮りをいたします。異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○宗田会長 では、全員一致で異議なしということで、提案どおりこの諮問に関しましては、原案どおり決定をこの審議会の結論として出します。

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

その他についてももし何かあれば、御説明ください。

○北岡係長 事務局です。

今後の予定でございますけれども、現在、具体的な案件がございませんので、次回、第24回

都市計画審議会の開催日時につきましては未定となっております。お諮りする案件が決まり次第、御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○宗田会長 ありがとうございます。

では、ほかにございませんので、進行に関しましては、事務局にお返しいたします。

○北岡係長 どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、若狭部長が御挨拶申し上げます。

○若狭部長 失礼いたします。建設部長の若狭でございます。

宗田会長をはじめまして、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、活発な御議論いただきまして、まことにありがとうございます。本日、御審議いただきました内容に基づきまして、今後の都市計画事務を進めさせていただきたいと思っております。今後も、委員の皆様方の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○北岡係長 それでは、以上をもちまして、本日の木津川市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間にわたりまして御審議いただき、ありがとうございました。

この議事録が正確であることを証するため、会長並びに議事録署名人はここに署名捺印する。

平成31年3月18日

会 長

宗田好史 

平成31年3月26日

署名委員

片田 彊 